

財産の取得について

財産の取得にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第43号）第3条の規定により議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、以下のとおり提出いたします。

令和2年11月5日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

財産の取得について

家庭学習用通信機器として、下記のとおり、モバイルルータを買い入れるものとする。

記

- 1 財産の表示 モバイルルータ 21,543台
- 2 買入金額 166,046,981円
- 3 買入れの相手方 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
 KDD I まとめてオフィス中部株式会社
 取締役中部支社長 加 藤 俊 之

（理 由）

この案を提出したのは、家庭学習用通信機器としてモバイルルータを取得する必要があるによる。